平成30年度答申第1号 平成30年 5月 7日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会 会 長 土 岐 寛

個人情報の外部提供について(答申)

平成30年4月16日付け松街都第16号をもって諮問のありました個人情報の外部 提供について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

「第6回東京都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)」の実施に必要な本市の住民基本台帳に登録された個人情報の外部提供について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、当該調査結果を都市計画、交通計画等、まちづくりの検討に向けた基礎資料として利用できることから、松戸市個人情報の保護に関する条例(昭和63年松戸市条例第10号)第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

ただし、その際の個人情報の取扱いについては、本市から外部提供先に対し、個人情報保護に関する法令その他の規範を遵守の上、個人情報の適正かつ慎重な取扱い及

び管理を行うよう要望するなどし、かつ、指針、要領、契約書等にその趣旨を反映させて、個人情報の保護の徹底を図られたい。また、不要となった個人データの廃棄等、個人情報の流出等の事故を防止するためのセキュリティ対策について十分かつ慎重な措置を講ずることを求める。

また、本市からの個人情報の提供にあたっては、外部提供先に対し、当該調査結果を本市の望ましい交通体系の確立、まちづくりと一体となった都市計画の策定及び災害時の帰宅困難者対策シミュレーションなどの幅広い分野においても有効活用できるよう協力を申し入れるとともに、本市においても当該調査結果を有用なデータとして適切に活用していけるような方策を講じ、本件個人情報の外部提供が本市における取り組みにも資するものになるよう求める。

3 市の機関からの諮問内容

(1) 事業の名称

「第6回東京都市圏総合都市交通体系調査(パーソントリップ調査)」

(2) 事業の目的・内容

パーソントリップ調査とは、「人」の動きに着目し、「どんな人が、どんな目的で、どこからどこへ、どのような交通手段で」移動したか等について調査し、「平日1日の動き」の実態を知ることで今後の交通計画を検討するための基礎的な資料を得ることを目的としている。

東京都市圏パーソントリップ調査は、国土交通省関東地方整備局及び東京都市圏に属する都県政令市(1都4県5政令市)で構成される東京都市圏交通計画協議会により、10年に一度の頻度で実施している。また、その調査結果は、圏域内各地域における交通や都市計画等をはじめ、まちづくりの検討に向けた有用なデータとして幅広く利用されてきたところである。

平成30年度には、東京都市圏 (1都4県) の居住者を対象に、大規模な交通実 態調査を実施する。

(3) 外部提供をするデータ

住民基本台帳データのうち8,420世帯分(無作為抽出)の以下のデータ

- ・世帯主の氏名及び住所
- ・世帯員の性別及び生年月日(世帯主を含む全員)
- (4) 外部提供をする課 街づくり部 都市計画課
- (5) 外部提供先

千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課

(6) 外部提供の時期

平成30年7月(予定)

以上